

山口労安発1113第1号
令和2年11月13日

山口県経営者協会 会長 殿

山口労働局職業安定部長



障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び身体障害者補助犬法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令の公布について（周知依頼）

障害者の雇用の促進につきましては、平素から格段の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び身体障害者補助犬法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（令和2年政令第311号。以下「改正政令」という。）については、別添のとおり令和2年10月14日公布されたところです。

つきましては、貴会におかれましては、今般の改正政令に係る下記の内容を御承知いただくとともに、貴会員に対する当該内容の周知について、メール配信、ホームページや機関誌への掲載、研修会の資料配付等、特段の御配慮と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 改正の内容

障害者雇用率等及び基準雇用率については、平成30年4月1日から以下のとおりとなっているが、現行の経過措置により、当分の間括弧書きの率とされてきた。

- ・ 一般事業主の障害者雇用率 2.3% (2.2%)
- ・ 国及び地方公共団体の率 2.6% (2.5%)
- ※ 都道府県等の教育委員会の率にあっては2.5% (2.4%)
- ・ 特殊法人の率 2.6% (2.5%)
- ・ 基準雇用率 2.3% (2.2%)

今般、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び身体障害者補助犬法施行令の一部を改正する政令（平成29年政令第175号）附則第3項に規定する、上記の経過措置の廃止期限の到来に伴い、上記の経過措置に係る同令附則第2項から第4項までの規定を廃止すること。（改正政令本則関係）

2 施行期日

改正政令は、令和3年3月1日から施行すること。（改正政令附則第1項関係）

3 経過措置

令和2年度以前の年度分として支給する障害者雇用調整金の額及び納付すべき障害者雇用納付金の額を算定する場合における、令和3年2月以前の各月の初日における事業主の雇用する労働者の数に乗じる基準雇用率については、なお従前の例によること。（改正政令附則第2項関係）

なお、山口労働局では、改正の内容について、リーフレット（別添）の山口労働局ホームページへの掲載や、ハローワークにおける配付等により周知を図ることとしています。